

豊明市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊明市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、非常勤の理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、別表1に定める報酬等を支給する。

2 役員等がその職務のため出張及び研修会等に参加したときは、別表2に定める手当を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に応じて定める時期とする。

(1) 会長及び副会長の報酬については、毎月23日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第5条1項に準じた日とする。

(2) 会長及び副会長を除く役員等は、原則出席した日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 役員等の報酬

会 長	月額 70,000円	
副会長	月額 10,000円	
理 事 (会長、副会長を除く) 監 事	日額 5,000円	理事会、監査会、評議員会 に出席した場合

別表2 役員等の手当

対 象		金 額	備 考
役員 (理事、監事)	出張 (県内) 交通費を伴わないとき	日額 1,000円	職務のため出張及 び研修等に参加し た場合 (手当)
	出張 (県内) 交通費を伴うとき	日額 1,000円 交通費 2,000円	
	出張 (県外) 交通費を伴わないとき	日額 1,000円	
	出張 (県外) 交通費を伴うとき	日額 1,000円 交通費実費	
	研修等 (市内)	日額 1,000円	職務のため研修等 に参加した場合 (手当)